平成２４年（ミ）第９・１０号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤マイクロテクニカ株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤アセット株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権となるものに基づく強制執行、仮差押え及び仮処分
２　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成24年３月９日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２４年（ミ）第３－１０号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤電子工業株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　東京保全株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　株式会社新藤
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤販売株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　日星ビスコム株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤テクニクス株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤マイクロテクニカ株式会社
東京都墨田区横網１丁目10番５号
開始前会社　新藤アセット株式会社
主文
１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
東京都千代田区平河町２丁目４番13号
ノーブルコート平河町502号　弁護士　長屋　憲一
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成24年３月９日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第２号
兵庫県加古川市志方町横大路878番地
再生債務者　稲岡工業株式会社
主文　すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成24年３月９日　神戸地方裁判所姫路支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第３号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
再生債務者　医療法人社団樹誠会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区南１条西10丁目３番地　南一条道銀ビル４階　田村・橋場法律事務所　弁護士　橋場　弘之
平成24年３月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第１号
新潟県佐渡市小木町1935番地11
再生債務者　小木観光株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　新潟県新潟市中央区西堀前通４番町732番地　古町ツインタワーハイツ901号　弁護士　小海　要吉
平成24年３月７日　新潟地方裁判所佐渡支部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　達夫
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（再）第２号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　正子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
熊本県宇城市不知火町柏原３番地の２
再生債務者　正栄工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年３月８日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第２号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田119番地
再生債務者　日野薬品工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　滋賀県大津市梅林１丁目３番10号　滋賀ビル８階　大津総合法律事務所　弁護士　野嶋　　直
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年３月９日　　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１０号
栃木県宇都宮市東原町18番２号
再生債務者　小崎　正彦
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月11日から平成24年４月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第２号
北海道川上郡標茶町字虹別原野67線105番地21
再生債務者　石崎　恭司
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月13日から平成24年４月20日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（再イ）第６号
北海道釧路郡釧路町豊美１丁目11番地23
再生債務者　菅野　好高
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月13日から平成24年４月20日まで
釧路地方裁判所